

# 東大阪市情報化推進計画 2021

令和 3（2021）年 4 月  
東大阪市

## はじめに

近年の情報通信技術（ICT）は、スマートフォンの普及や、モノのインターネット（IoT）の発達、情報通信ネットワークの高速化・大容量化などに見られる著しい進歩により、音声、画像、センサー情報等のデータがリアルタイムに蓄積、送受信できるようになり、暮らしの様式が大きく様変わりを見せています。

国においても、こうした技術革新をあらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、さまざまな社会課題を解決する「Society5.0」の実現に向けた取り組みが進められており、令和3年度には行政のDX（デジタル変革）を推進するために新しい行政機関「デジタル庁」の設置を予定するなど、デジタル社会の実現に向けた動きが活発化しています。

全国的な少子高齢化、人口減少といった課題に加え、新型コロナウイルス感染症など新たな感染症や自然災害等に対する不安が、くらしや経済活動に多大な影響を及ぼし、本市を取り巻く状況も厳しさを増している中、これらの課題や不安に対応するため、ICTの利活用を適正かつ効果的に推進することがますます重要になっています。

このような背景をふまえ、このたび、今後を見据えた本市のICT活用に関する基本的な考え方や方向性を示す「東大阪市情報化推進計画2021」を策定することといたしました。引き続き、東大阪市が魅力的なまちとして発展していくため、みなさまのお力添えをいただきながらICTの活用を推進していくことが重要となります。より一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

令和3年4月

東大阪市長 野田 義和

## 目 次

第 1 章 計画の概要 .....	1
第 1 節 計画策定の趣旨 .....	1
第 2 節 計画の位置づけ .....	1
第 3 節 計画の期間 .....	2
第 4 節 SDGs との関係 .....	2
第 2 章 計画策定の背景 .....	3
第 1 節 社会の動向 .....	3
1. 令和時代における基盤としての 5G .....	3
2. ICT が果たす役割 .....	5
第 2 節 国の動向 .....	7
1. 国家戦略の推進 .....	7
2. 地方公共団体の情報システム及び業務プロセスの標準化 .....	10
3. マイナンバーカード利活用推進 .....	10
第 3 節 大阪府の動向 .....	12
第 3 章 東大阪市の取組 .....	14
第 1 節 東大阪市のこれまでの情報化の取組 .....	14
第 2 節 東大阪市情報化推進計画（平成 30 年度～令和 2 年度版）の総括 ...	15
1. 利便性の高い、高度な行政サービスの提供 .....	15
2. 地域の情報化を進め、地域の課題解決に活用 .....	15
3. 電子行政を推進し、行政事務の簡素化・効率化を進める .....	16
4. 情報セキュリティ対策の継続的強化 .....	17
5. 業務システムの効率化 .....	17
第 4 章 計画の基本方針 .....	18
1. 手続における情報通信技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）	18
2. オープンデータ化の推進 .....	19
3. マイナンバーカード（個人番号カード）の普及及び活用に係る取組 ...	19
4. 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等） ...	20
5. 情報システムに係る最適化及び互換性の確保等に係る取組 （標準化、システム改革、BPR） .....	20
6. 最新 ICT の活用に係る取組 .....	21
第 5 章 個人情報の適正な取扱いとセキュリティの確保 .....	22
巻末資料 .....	23

# 第1章

## 計画の概要

### 第1節 計画策定の趣旨

本市では、地域や行政の情報化を図るために平成10（1998）年3月に「東大阪市地域情報化計画」、平成11（1999）年3月に「東大阪市行政情報化推進計画」を策定し、その後も急速に進展する情報化社会に対応するため累次の見直しを行いながら、平成30（2018）年4月に「東大阪市情報化推進計画（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度版）」を策定し、「東大阪市第2次総合計画 後期基本計画」の「行財政編\_効率的で健全な行財政運営が行われるまち\_④市役所の電子化を進め、市民の利便性や事務効率を向上させます」を受け、情報化に取り組んできました。

また、令和2（2020）年7月に今後のまちづくりの方向性や指針を明らかにする市の最上位計画として位置づける「東大阪市第3次総合計画」（以下、「総合計画」という。）を策定しました。総合計画では、分野別施策の「行財政改革の推進」における「選択と集中」で、人口減少時代を迎え労働力の不足が危惧されるなか、積極的にAI<sup>1</sup>・RPA<sup>2</sup>などのICT<sup>3</sup>の活用を図り、市民の利便性及び業務効率の向上を図ることとしています。

さらに、新型コロナウイルス感染症を契機として人々の考え方や働き方は大きく変わりつつあります。新しい生活様式を推進し、行政運営の効率化や市民の利便性向上の実現にICTやデータの活用は必要不可欠となっています。

これらを受け、ICTを市の施策を効果的・効率的に進める手段とし、総合計画に示されるまちづくりの目標実現を支えるため、また、スマートフォン・タブレット端末、ソーシャルメディアやクラウド等の普及に見られるICT環境の急速かつ大きな変化に的確に対応するため「東大阪市情報化推進計画2021」を策定することとしました。

### 第2節 計画の位置づけ

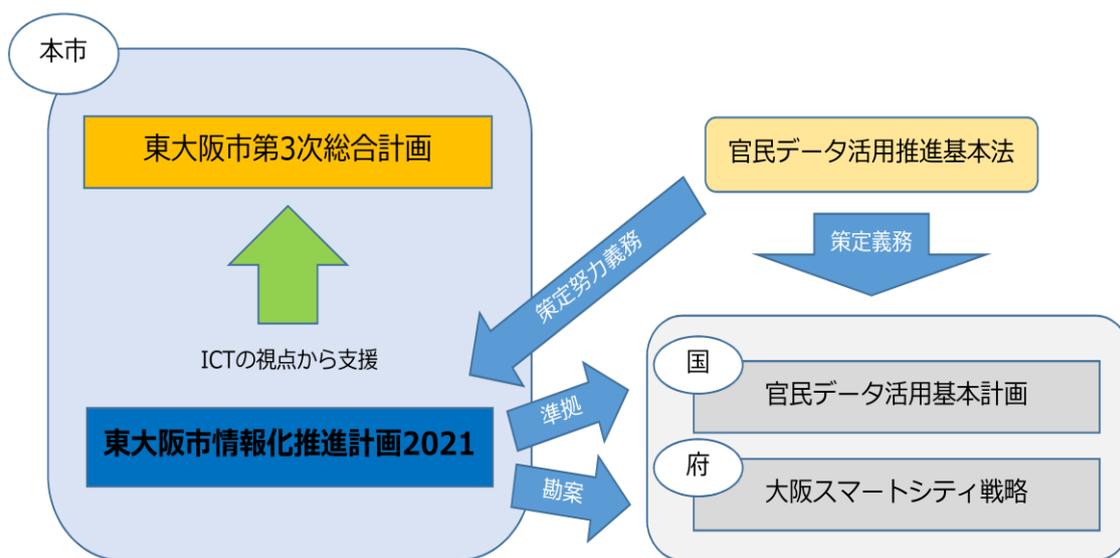
本計画は、総合計画を上位として、市の施策目標の実現に向けて、ICTの視点から支援していくための個別計画です。

<sup>1</sup> AI：Artificial Intelligence の略。人工知能。知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術のこと。

<sup>2</sup> RPA：Robotic Process Automation の略。ロボットによる業務自動化のこと。

<sup>3</sup> ICT：Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。

また、本計画は「官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）」において策定努力義務とされている、東大阪市の市町村官民データ活用推進計画として位置づけ、国、府の計画との整合性を確保するものとします。



### 第 3 節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間とします。

### 第 4 節 SDGs との関係

SDGs とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略であり、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された国際社会の共通目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。本計画においても SDGs が目指す目標達成に寄与していきます。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



（出典）「SDGs ポスター」（国際連合広報センター）

## 第2章

## 計画策定の背景

### 第1節 社会の動向

#### 1. 令和時代における基盤としての5G

令和2（2020）年3月、我が国においても第5世代移動通信システム（5G）の商用サービスが開始されました。折しも、世界各国では米国の“Industrial Internet”、ドイツの“Industry 4.0”、中国の“中国製造 2025”に代表されるように、デジタル・トランスフォーメーションが活発化しており、我が国においても5Gは非常に重要な役割を果たすものと期待されています。

遡ること40年以上前、我が国に最初に登場した移動通信システムは、大型で利用範囲が狭く、通信品質も低い上に、機能も音声通話に限られ、利用料金も高価なものでした。その後、累次の技術革新や制度改革によってさまざまな改善が図られたことで、移動通信システムは急速に普及していきました。そして、我が国では、平成20（2008）年以降、スマートフォンの急速な普及に伴い、移動通信端末からのインターネット接続が主流となったほか、様々なサービスがスマートフォン上で動作するアプリとして開発・提供されたことによって、現在では、スマートフォンが生活必需品として定着してきました。移動通信システムは、通信基盤から生活基盤へと進化し、国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼす存在となっています。

5Gが従前の移動通信システムと大きく異なるのは、4Gまでは、主に人がスマートフォン等の端末を用いてストレスフリーな通信やよりリッチなコンテンツを楽しむよう、高速・大容量化を遂げてきたのに対し、5Gは超高速・大容量に加えて、超低遅延及び多数同時接続といった要件を備えることにより、IoT<sup>4</sup>の基盤としての活用、つまり、機械や車両等への搭載により産業や社会の効率化や利便性の向上、新たな付加価値を創出するための基盤として活用が見込まれる点です。5Gの登場によって、移動通信システムは生活基盤から産業・社会基盤へとさらなる進化を果たし、我が国の経済成長や社会的課題の解決に貢献することが期待されています。

<sup>4</sup> IoT：Internet of Things の略。人を介さず、モノが自動的にインターネットと繋がる技術のこと。

**<5Gの主要性能>**

超高速	最高伝送速度 10Gbps
超低遅延	1ミリ秒程度の遅延
多数同時接続	100万台/km <sup>2</sup> の接続機器数

**5Gは、AI/IoT時代のICT基盤**



**超高速**  
現在の移動通信システムより100倍速いブロードバンドサービスを提供



⇒ 2時間の映画を3秒でダウンロード (LTEは5分)

**超低遅延**  
利用者が遅延(タイムラグ)を意識することなく、リアルタイムに遠隔地のロボット等々操作・制御



⇒ ロボット等の精緻な操作 (LTEの10倍の精度) をリアルタイム通信で実現

**多数同時接続**  
スマホ、PCをはじめ、身の回りのあらゆる機器がネットに接続

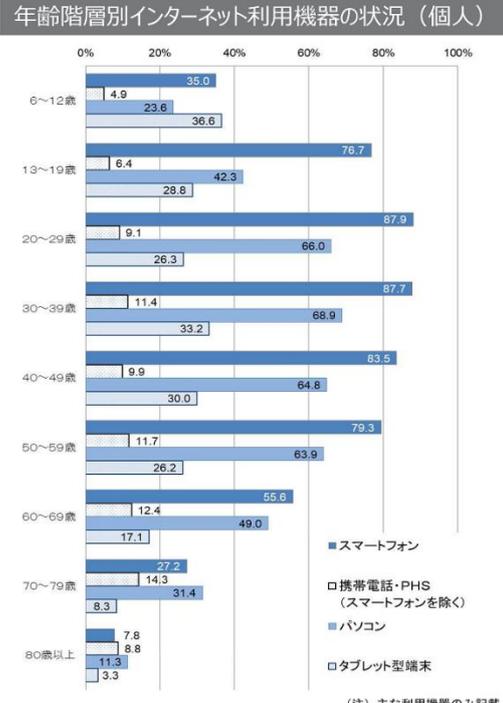
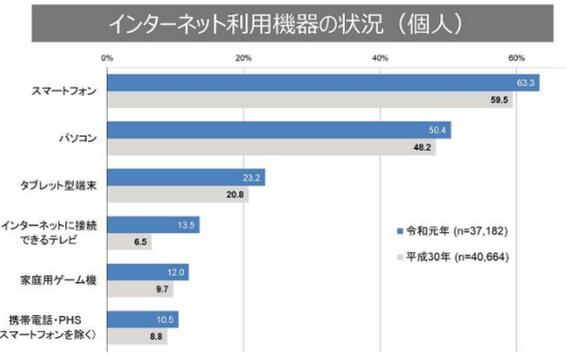
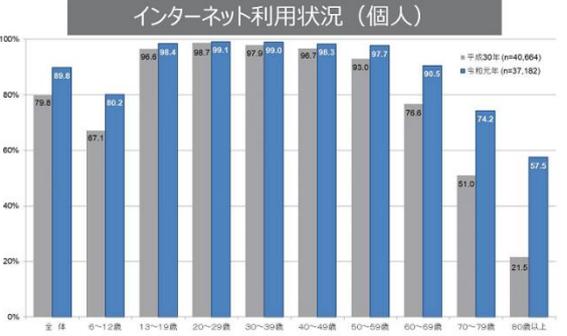


⇒ 自宅屋内の約100個の端末・センサーがネットに接続 (LTEではスマホ、PCなど数個)

社会的なインパクト大

(出典) 「第5世代移動通信システム(5G)の今と将来展望」(総務省)

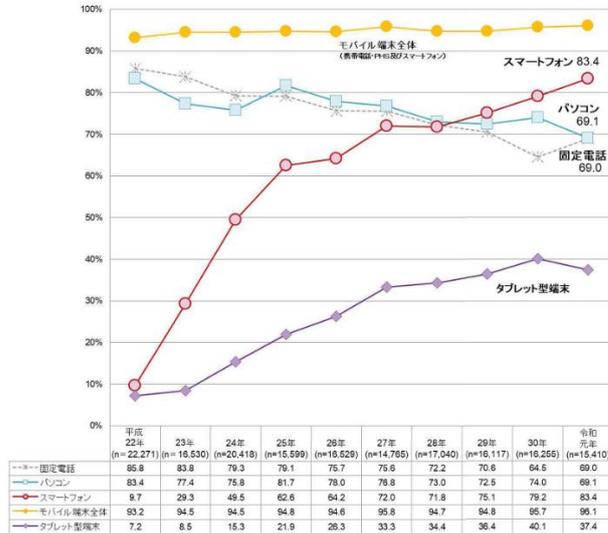
インターネット利用者の割合は、9割に迫るところまで増加。特に6~12歳及び60歳以上の年齢層でインターネット利用が伸びた。個人のインターネット利用機器は、スマートフォンがパソコンを上回っている。



(注) 主な利用機器のみ記載 (出典) 「令和元年通信利用動向調査」の結果 (総務省)

主な情報通信機器の保有状況（世帯）  
（平成22年～令和元年）

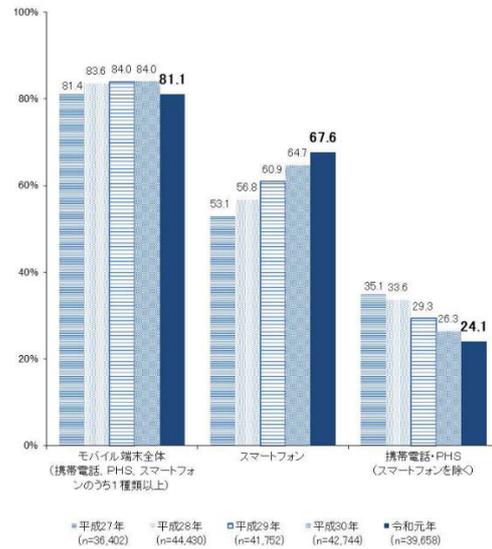
スマートフォンを保有している世帯の割合が8割を超えており、固定電話（69.1%）・パソコン（69.0%）を保有している世帯の割合を上回っている。



※当該比率は、各年の世帯全体における各情報通信機器の保有割合を示す。

モバイル端末の保有状況（個人）  
（平成27年～令和元年）

個人でのスマートフォンの保有状況は増加傾向にある一方、携帯電話・PHS（スマートフォンを除く）の保有状況は減少傾向にある。



（出典）「令和元年通信利用動向調査」の結果（総務省）

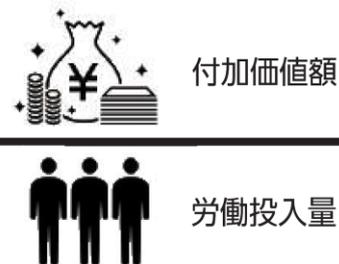
## 2. ICT が果たす役割

少子高齢化と人口減少による生産年齢人口の減少は労働投入の減少となることから、労働者1人当たりの生産性を高めなければ、経済規模の縮小や人手不足の深刻化など、今後の経済・労働環境にマイナスの影響を与えることとなります。労働生産性とは、労働人口や労働時間などの労働投入量とその労働により算出された成果（付加価値）の比率ですが、投入した労働量に対して算出の割合が大きいほど、労働生産性が高いということになります。

この労働生産性を向上させるためには2通りのアプローチがあると考えられます。ひとつは例えば農作物について何らかの付加価値をつけてブランド化するなど、労働投入量を増加させずに算出された成果（付加価値）を向上させる方法です。もうひとつは、付加価値額を増加させずに機械化・ロボット化等ICTの導入により業務効率化を図り労働投入量を減少させる方法です。

図表 2-1-2-1 労働生産性

労働生産性



（出典）「令和2年情報通信白書」（総務省）

ICTを導入することで1人当たりの生産性を向上させることができれば、人口減少による労働力不足の課題解決に寄与できます。また、ICT導入による生活の質(QoL: Quality of Life)の向上で地方から都市部への人口流出を防ぎ、地域の活力を維持創出することにも寄与することが期待できます。

平成27(2015)年版情報通信白書では、地方創生を実現していく上でのICTの役割として、①ICTによる雇用の質の向上、②ICTによる地域企業の商圏拡大、③ICTによる交流人口の拡大、④ICTによる新たなワークスタイルの実現の4つの可能性を挙げています。これらを踏まえたうえでICTが社会課題解決に果たす役割として期待されるものを改めて整理すると、以下の4点に再定義できます。

#### ア ICTによる労働の質の向上

1つ目は「労働の質の向上」です。例えばRPA等のICTの導入で定型作業が自動化されることにより、業務の効率化が図られ、生産的な仕事に注力できる環境を整えることが可能になります。平成27(2015)年版情報通信白書では「雇用の質」について、地方では賃金や安定性、やりがい等の点で良質な雇用が不足しているため、若者流出による人口減少が起きていると指摘しています。この雇用の質の向上はもちろんのこと、人口減少に伴い発生する人出不足をいかにICTによって補い生産性を向上させ、労働全般の質を向上させるかが重要となってきます。

#### イ ICTによる市場の拡大

2つ目は「市場の拡大」です。令和元(2019)年度版情報通信白書では、ICTの普及で時間と場所の制約を超えて市場が拡大し、マッチングコストの低下により規模の制約を超えて多品種少量生産でも市場が成立するようになってきていると指摘しています。これはすなわち地方の小規模な市場であっても、インターネットで世界とつながることであらゆる地域の消費者の様々なニーズに即した商品・サービスの提供が可能となることを意味します。また5Gも含めたインターネットの活用により遠隔地とつながることで、モノだけでなく遠隔授業や遠隔医療等といったサービスもオンラインを通じて提供可能となるなど、取引対象の拡大といった側面での市場の拡大も期待できます。

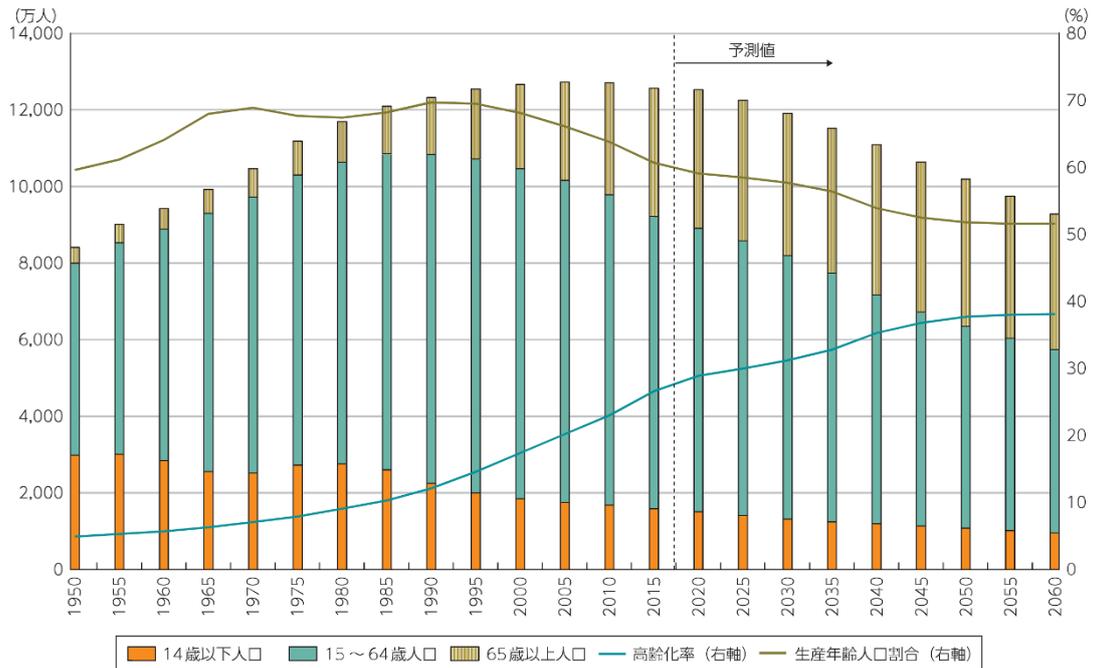
#### ウ ICTによる関係人口の拡大

3つ目は「関係人口の拡大」です。「関係人口」とは、移住した「定住人口」でも観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指します。人口減少や少子高齢化に伴い地域の担い手が不足していく中で、交流人口を増加させるだけでは地域コミュニティの維持は困難であるし、また移住者がすぐに増加するとは限りません。そこで地域づくりの担い手として地域外の人材を地域の熱心なファンとして取り込む、すなわち関係人口を増加させることが重要になりますが、この増加にICTを活用した情報発信や関係づくりの取組が貢献します。

## エ ICTによる就労機会の拡大

4つ目は「就労機会の拡大」です。テレワーク<sup>5</sup>やアバターロボット<sup>6</sup>の導入等、場所に囚われない働き方が可能になったことで、育児・介護・障害等これまで様々な事情により就労が困難であった人が就労機会を得られるようになりました。このようにインターネットに接続できる環境があれば、地方に住みながら都市圏の仕事を行うことも可能となるなど、ICTを活用することでより柔軟なワークスタイルを選択することが可能となります。

図表 2-1-2-2 我が国の高齢化の推移と将来推計



(出典) 総務省統計局「国勢調査結果」<sup>\*7</sup>、国立社会保障・人口問題研究所(2017)「日本の将来推計人口」<sup>\*8</sup>を基に作成  
(出典)「令和2年情報通信白書」(総務省)

## 第2節 国の動向

### 1. 国家戦略の推進

我が国では、「IT<sup>7</sup>革命」が産業革命に匹敵する大転換をもたらすなどの考えの下、平成13(2001)年に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置し、超高速ネットワークインフラの整備、電子商取引、電子政府等のルール整備、人材育成等を柱とする「e-Japan戦略」を策定しました。本戦略に基づき、全ての国民がITを積極的に活用すること

<sup>5</sup> テレワーク：ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

<sup>6</sup> アバターロボット：バーチャルに存在していたアバターをリアルの世界で実現するもの。

<sup>7</sup> IT：Information Technologyの略。情報技術のこと。ICTとほぼ同義。

により、その恩恵を最大限に享受できるための取組を開始しています。

その後、「e-Japan 戦略Ⅱ」をはじめとする戦略の累次の見直しを行いながら、ITの利活用はその重点を移しつつ、世界最先端のIT国家を目指して各種政策を推進してきたところです。ここ数年においては、電子政府の実現に向けた情報システム改革・業務の見直し（BPR<sup>8</sup>）等といった一定の成果が出てきているところです。

その一方で、ITをめぐる技術進歩は我々の想像を超えるスピードで進展しています。特にスマートフォンが世の中に登場してからの10年間では、ネットワークインフラの発展による大量のデータ流通と相まって、コミュニケーションの在り方をはじめ、仕事、観光、エンターテインメント、医療・介護等のあらゆる場面でITが大きな影響を与えてきました。

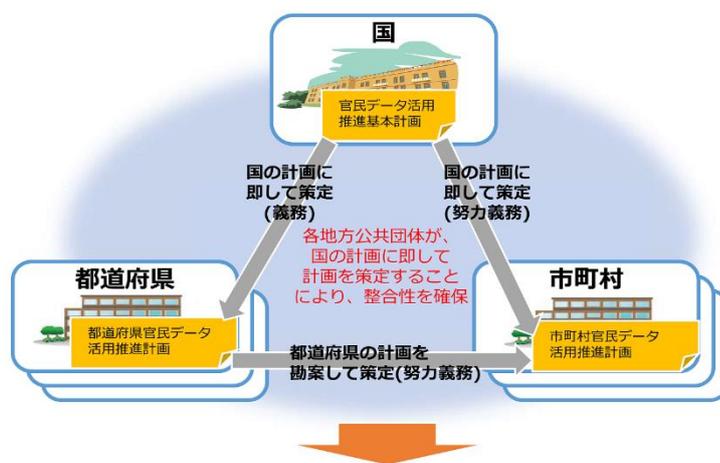
また、端末やセンサー類の小型軽量化、低廉化とそれに伴うデータ流通量の飛躍的な増大は、「モノのインターネット（IoT）」、「人工知能（AI）」、「ビッグデータ<sup>9</sup>」の活用に繋がり、社会にこれまで以上の変革をもたらしつつあります。

こうした状況を踏まえ、平成28（2016）年12月、我が国の官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号以下「基本法」という。）が公布・施行されました。基本法では、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体に対しては、官民データ活用の推進に関する計画の策定を求めています。

これを受け、国は、平成29（2017）年5月、世界最先端IT国家創造宣言・官民データ

活用推進基本計画を策定し、

平成30（2018）年6月には官民データ活用推進基本計画を世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（以下、基本計画という。）として変更しました。基本計画では、「国土強靱化基本計画」を指針として、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさ



- ・データ保有主体の壁を越えた円滑なデータ流通の促進
- ・国民一人一人が今まで以上にきめ細かいサービスを受用できる社会の実現
- ・防災や見守りをはじめ、公益性の高い分野で、より充実した行政サービス等の実現

（出典）「官民データ活用推進基本法について」（内閣官房）

<sup>8</sup> BPR：Business Process Reengineeringの略。ビジネスプロセスを見直し抜本的に設計しなおすこと。

<sup>9</sup> ビッグデータ：従来のデータ管理・処理ソフトウェアでは扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータ群のこと。

を実感できる社会を実現するための「世界最先端デジタル国家」の創造に向け、ITを活用した社会システムの抜本改革を掲げています。特に「デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行」として「行政サービスの100%デジタル化」「行政保有データの100%オープン化」「デジタル改革の基盤整備」を、「地方のデジタル改革」では「IT戦略の成果の地方展開」等が明記されました。

また、官民データ活用推進基本法及びデジタル・ガバメント推進方針に示された方向性を具体化し、実行することによって、安心、安全かつ公平、公正で豊かな社会を実現するための計画として平成30(2018)年1月に「デジタル・ガバメント実行計画」を策定し、その後の取組や、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題を踏まえ、令和2(2020)年12月に改訂されました。

令和元(2019)年12月に施行されたデジタル手続法では、デジタルファースト<sup>10</sup>、ワンスオンリー<sup>11</sup>及びコネクテッド・ワンストップ<sup>12</sup>を原則として、行政手続のオンライン原則、添付書類の撤廃等が定められ、地方公共団体も国に準じて行政手続のオンライン化に必要な施策を講ずるよう努めなければならないとされています。

さらに、自治体における行政のデジタル化に関する施策を効果的に実行していくためには国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として足並みを揃えて取り組んでいく必要があるとして、令和2(2020)年12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定し、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくとしています。

#### デジタル手続法の概要(令和元年12月施行)

デジタル技術を活用し、行政手続等の <b>利便性の向上</b> や <b>行政運営の簡素化・効率化</b> を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定める。	
<b>○行政手続オンライン化法の改正</b>	
<b>デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>①<b>デジタルファースト</b>：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する</li> <li>②<b>ワンスオンリー</b>：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする</li> <li>③<b>コネクテッド・ワンストップ</b>：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する</li> </ul>	
<b>行政手続のデジタル化のために必要な事項</b>	
<b>行政手続におけるデジタル技術の活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>行政手続のオンライン原則</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の行政手続(申請及び申請に基づく処分通知)について、<b>オンライン化実施を原則化</b>(地方公共団体等は努力義務)</li> <li>・<b>本人確認や手数料納付もオンラインで実施(電子署名等、電子納付)</b></li> </ul> </li> <li><b>添付書類の省略</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>行政機関間の情報連携等</b>によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、<b>添付を不要とする規定を整備</b>(登記事項証明書(令和2年度情報連携開始予定)や住民票の写しなどの本人確認書類等)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>デジタル化を実現するための情報システム整備計画</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン化、添付書類の省略、<b>情報システムの共用化、データの標準化、APIの整備、情報セキュリティ対策、BPR等</b></li> </ul> </li> <li><b>デジタルデバイドの是正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル技術の利用のための能力等の格差の是正(高齢者等に対する相談、助言その他の援助)</li> </ul> </li> <li><b>民間手続におけるデジタル技術の活用の促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続に関連する民間手続のワンストップ化</li> <li>・法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、デジタル化を可能とする法制上の措置を実施</li> </ul> </li> </ul>

(出典) 内閣官房ホームページ

<sup>10</sup> デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結すること。

<sup>11</sup> ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること。

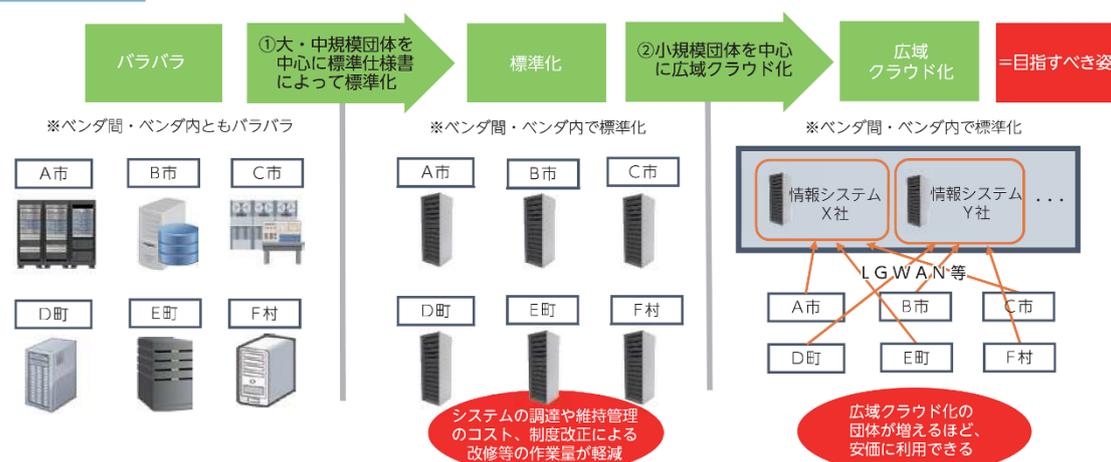
<sup>12</sup> コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現すること。

## 2. 地方公共団体の情報システム及び業務プロセスの標準化

地方公共団体の情報システムについては、重複投資をなくして行政のデジタル化に向けた基盤を整備していく観点から標準化・共同化を推進しており、具体的には、「自治体システム等標準化検討会」において住民記録システムの標準化について検討を行い、令和2（2020）年9月に住民記録システム標準仕様書【第1.0版】を公表しました。基幹税務システムについては、令和2（2020）年度から標準仕様書の作成を進めることとしており、その他の情報システムについても、標準化に向けた調査・課題整理の結果に応じて、順次、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業に着手することとしています。

また、令和元（2019）年度から、地方公共団体の基幹的な業務（住民基本台帳業務、税務業務等）について、人口規模ごとに複数団体による検討グループを組み、そのグループ内で、業務プロセスの団体間比較を実施することで、ICTを活用した業務プロセスの標準モデルを構築することを目的とした「自治体行政スマートプロジェクト」を開始しました。本事業により、情報システムやICTの共同利用の推進等が期待されます。令和元（2019）年度は、8つの検討グループが採択され、それぞれのグループにおいて、住民基本台帳業務、税務業務等における業務プロセスの標準モデルを構築し、令和2（2020）年度以降、ICTの具体的活用方法も含めた業務プロセスの標準化モデルを全国展開することとしています。

図表6-9-1-1 自治体における情報システムの標準化・広域クラウド化のイメージ



(出典) 「令和2年情報通信白書」(総務省)

## 3. マイナンバーカード利活用推進

マイナンバーカードは券面情報（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の顔写真）による対面等での本人確認だけでなく、マイナンバーカードに搭載されている公的個人認証サービスを活用することにより、オンラインでの本人確認・本人認証を安全か

つ確実に行うことができます。

国は、令和5（2023）年3月末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有する目標を掲げており、令和元（2019）年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、マイナンバーカードの健康保険証としての利用等、マイナンバーカードを基盤とした既存の各種カード、公共サービス等との一体化を図っており、日常生活の様々な場面における官民のサービスの利便性向上のため、国、地方公共団体、民間においてマイナンバーカードの利活用を推進していく取組を進めています。

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた行程表

	実施済みの事項	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度～ (令和5年度～)	担当部署	
		1月～3月					
医療関係	健康保険証		システム開発・医療機関等での導入準備等	本格運用（令和3年3月～） ※概ね全ての医療機関等での導入を目指す（令和5年3月）		厚生労働省 保険局医療介護連携政策課	
	薬剤情報、特定健診情報、医療費通知情報			薬剤情報、医療費通知情報のマイナポータル閲覧（令和3年10月～） 特定健診情報のマイナポータル閲覧（令和3年3月～）		厚生労働省 保険局医療介護連携政策課	
	患者の利便性向上	先行事例の実証（令和2年3月）	モデル事業、実証、モデル事業を踏まえた横展開				厚生労働省 医政局研究開発振興課
	処方箋の電子化、お薬手帳	電子処方箋ガイドラインの改定実施（令和2年4月）	システム要件整理等	システム開発・構築等	本格運用（令和4年夏～）		厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課
	生活保護受給者の医療扶助の医療券・調剤券	フィジビリティ調査実施（令和2年7月、10月）	制度的な検討	地方との協議	環境整備・システム開発	本格運用	厚生労働省 社会・援護局保護課
	介護保険被保険者証		被保険者証そのもの存在について見直しを行い、保険者等の関係者と合意	環境整備・システム開発	本格運用		厚生労働省 老健局介護保険計画課
	PHR (Personal Health Record) 健康診断の記録		必要な法制上の対応（2021国会）	データ標準化、システム要件、現場業務の整理	自治体システム改修等	自治体検診情報（がん検診、肝臓ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯科検診）についてマイナポータルでの提供開始	厚生労働省 健康局健康課 （医政局研究開発振興課・歯科保健課、健康局がん・疾病対策課、医薬・生活衛生局総務課、労働基準局労働衛生課、子ども家庭局母子保健課、保険局医療介護連携政策課、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課）
	母子健康手帳	乳幼児等健診のマイナポータルでの提供（令和2年6月～）		特定健診情報のマイナポータルでの提供開始 ※令和3年3月から特定健診情報として順次提供される40歳以上の労働者の健診情報に加え、40歳未満の労働者の健診情報についても、必要な法制上の対応を行いつつ、保険者を經由して、順次マイナポータルでの提供開始予定	薬剤情報（レセプト記載）のマイナポータルでの提供開始		厚生労働省 子ども家庭局母子保健課
	ハローワークカード		システム刷新・求職者マイページとのマイナポータル連携/マイナンバーカード活用準備		本格運用		厚生労働省 職業安定局 首席職業指導官室
	ジョブ・カード	ジョブ・カードの情報を登録する新規サイトの基本方針検討実施（令和2年12月）	新規サイトの設計開発のための調達手続	新規サイトの設計開発 試行運用	本格運用（マイナポータルとの連携開始）		厚生労働省 人材開発統括官 キャリア形成支援室
就労関係	技能士台帳	システム整備準備（～令和2年6月）	システム整備※		マイナポータル閲覧	厚生労働省 人材開発統括官 能力開発担当官室	
	安全衛生関係各種免許	システム整備準備	システム整備※		マイナポータル閲覧	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部計画課	
	技能講習修了証明書	データベース拡充（令和元年度）	システム整備※		マイナポータル閲覧	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部安全課	
	建設キャリアアップカード	必要な調査等	マイナンバーカードの利用環境整備		マイナポータルとの連携	国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課	

※ 別添1「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本改善に向けて」3.5③に基づき整備される予定の「（仮称）国家資格等管理システム」（令和6年度に運用を開始見込み）において整備予定

	実施済みの事項	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度～ (令和5年度～)	主担当部局	
		1月～3月		※ほとんどの市民が保有(予定)			
各種証明書等関係	在留カード	法改正やシステム開発等、必要な措置につき検討を進め、令和3年中に結論	入管法・番号法等の改正法案提出	一体化に向け必要な措置を実施		出入国在留管理庁在留管理課在留管理業務室	
	教員免許状	環境整備等	運用開始			文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課	
	大学の職員証、学生証	モデル事業実施と実施結果等を踏まえた大学関係者への周知	国立大学法人の中期目標・中期計画への反映			文部科学省 高等教育局 国立大学法人支援課	
	障害者手帳	障害者手帳のデジタル化等の推進	インターネット予約対応			厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課	
	e-Tax等	年末調整に係るマイナポータルとの連携開始(令和2年10月)	年末調整や確定申告手続に必要な情報について、マイナポータルを通じて一括取得し、各種申告書への自動入力を開始 なお、マイナポータルから入手できる情報については、税制改正や予算の措置状況等を踏まえつつ、今後順次拡大予定			国税庁長官官房 企画課	
	タスポカード	業界団体等における開発・導入の検討状況についてヒアリングを実施	マイナンバーカードの普及状況を踏まえ、業界団体等における開発・導入を検討	自販機に順次導入			財務省理財局 たばこ塩事業室
	社員証等		事業者向け周知・広報			進捗状況等に応じた対応	総務省自治行政局 住民制度課
	運転経歴証明書		運転免許センター等における運転経歴証明書が発行済であることを表示するシールの交付			警察庁 交通局運転免許課	
公共サービス		マイナンバーカードと運転免許証の一体化を踏まえた、運転経歴証明書の在り方の検討			検討内容に応じた対応		
	利用拡大の推進 ・公共交通サービス ・図書館カード ・その他地方公共団体発行カード	先進又は優良事例の周知・横展開及び多目的利用の推進による普及			進捗状況等に応じた対応	総務省自治行政局 住民制度課 情報流通行政局 情報流通政策課 自治行政局 地域情報政策室	

(出典) 「デジタル・ガバメント実行計画」(内閣官房)

### 第3節 大阪府の動向

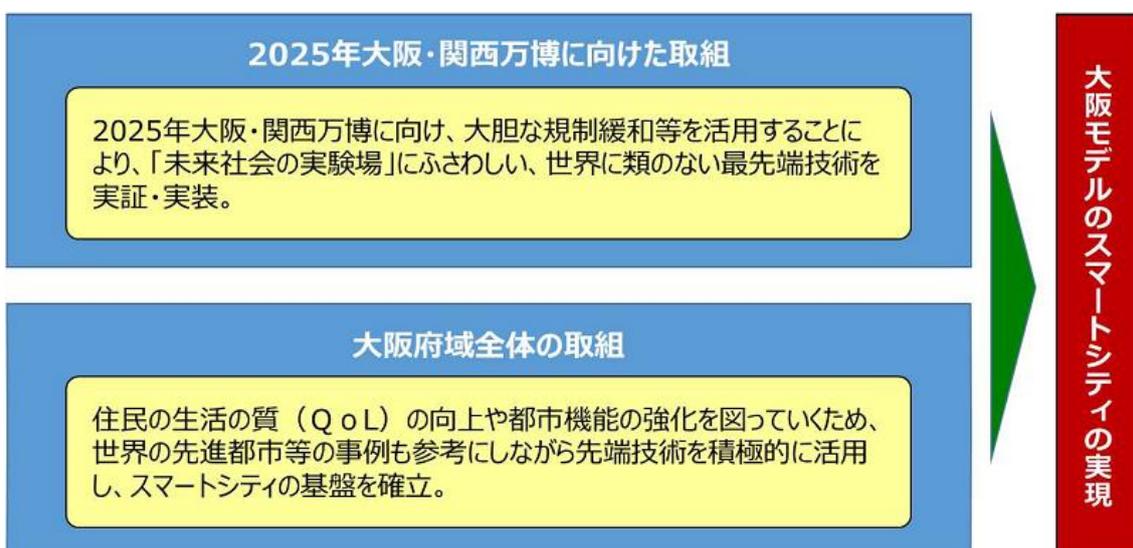
大阪府は、令和元(2019)年7月16日に大阪府におけるスマートシティ<sup>13</sup>の実現に向けて、全庁の司令塔となるプロジェクトチーム「スマートシティ戦略準備室」を設置し、令和2年度からは、スマートシティ戦略の実現に向けその司令塔となり関連施策・事業を推進する組織として「スマートシティ戦略部」を設置し最先端技術を利用した取組と、府域全体で住民に利便性を実感してもらえる取組の両輪で大阪のスマートシティ化を目指としています。

また、大阪のさらなる発展につなげていくために、世界の先進事例を参考にしつつ、府域全体で先端技術による利便性の向上を住民が実感でき、笑顔で暮らせる都市・大阪(e-OSAKA)を作っていくことが不可欠であるという考えから、大阪のスマートシティ化に向けた方向性や実践的な取組を示す「大阪スマートシティ戦略 Ver.1.0 ～e-OSAKAをめざし

<sup>13</sup> スマートシティ：先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取組。

て～」を令和2（2020）年3月に策定しており、スマートシティを実現するための3つの基本姿勢である「生活の質（QoL）の向上」「民間との協業」「社会実装」に基づき、現場を重視した実践的な取組を進めるとしています。

さらに、令和2（2020）年8月25日には「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」を設立し、少子高齢化や人口減少、ポストコロナへの対応など、大阪府や府内市町村の持つ課題の見える化および課題解決に向けたソリューションを持つ企業と企業、行政をつなぐコーディネートやテーマに応じたワークショップやセミナーの開催、大阪のスマートシティ推進に関する幅広い情報発信により、企業やシビックテック、府内市町村、大学等と連携して大阪モデルのスマートシティの実現に向けた取組を推進しています。



（出典）「大阪スマートシティ戦略 Ver1.0 ～e-OSAKA をめざして～」（大阪府）

## 第3章

# 東大阪市の取組

### 第1節 東大阪市のこれまでの情報化の取組

本市の情報化の歴史は非常に古く（「巻末資料」参照）、本市発足前の昭和39（1964）年には、旧の布施市、河内市、大東市により「東大阪三市電子計算機管理運営協議会」を発足し、導入した大型コンピュータにより固定資産税や市民税等について電算処理を行うようになりました。

その後、枚岡市の参入、3市合併、大東市の電子計算機単独導入による協議会解散等を経て、平成元（1989）年には基幹系システムとして汎用機を使った第1次住民情報オンラインシステム（住民記録オンラインシステム）を稼働し、平成4（1992）年には、第2次住民情報オンラインシステム（税・国保・年金業務オンラインシステム）を稼働しました。

平成14（2002）年に住民基本台帳ネットワークシステムを稼働し、平成18（2006）年2月に総合証明・証明書自動交付サービスを開始し、各地域のリージョンセンターにおいて印鑑登録証などがあれば午後8時まで（土・日曜日、祝日、休館日は午後5時まで）の時間帯に住民票の写し・印鑑登録証明書や市民税・府民税証明書の発行が可能となりました（総合証明・証明書自動交付サービスは平成29（2017）年12月28日をもって取り扱い終了）。平成28（2016）年2月にはコンビニ交付システムを稼働し、現在では、マイナンバーカードがあれば全国のコンビニエンスストアで住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、戸籍証明書、市民税・府民税証明書の発行が可能となり、利便性の高い行政サービスを提供してきました。

また、これまで汎用機で運用してきた各業務を個別にオープンシステムへ移行することで汎用機運用に伴うベンダーロックイン<sup>14</sup>を解消するだけでなく、業務の見直しを行い、各業務に適切に対応する業務システムを採用することで、より効率的な業務運用へ移行してきました。平成29（2017）年12月には汎用機で稼働していたすべてのオンライン業務はオープンシステムへの移行が完了し、平成30（2018）年9月に汎用機の廃止が完了しました。

<sup>14</sup> ベンダーロックイン：情報システムなどの中核部分に特定の企業の製品やサービスなどを組み込んだ構成にすることで、他社製への切り替えが困難になること。

## 第2節 東大阪市情報化推進計画（平成30年度～令和2年度版）の総括

東大阪市情報化推進計画（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度版）では今後目指すべき本市の情報施策として、「利便性の高い、高度な行政サービスの提供」、「地域の情報化を進め、地域の課題解決に活用」、「電子行政を推進し、行政事務の簡素化・効率化を進める」、「情報セキュリティ対策の継続的強化」、「業務システムの効率化」の視点で各種施策を推進してきました。

全体的な評価としては、行政の事務効率化だけでなく市民の利便性向上につながるシステムの導入など、計画に基づく施策については概ね完了しました。

しかし、問合せ情報検索システムの構築として挙げていたAIを活用した自動応答型のチャット（チャットボット）の導入については実現に至っていません。この点については、計画した時点と現在では社会のICT環境は急速かつ大きく変化しており、現在の行政運営や市民サービスに的確に対応していくため引き続き情報収集を行います。

計画に基づく情報施策の総括は以下のとおりです。

### 1. 利便性の高い、高度な行政サービスの提供

「利便性の高い、高度な行政サービスの提供」においては「多様な収納チャンネルの整備」、「証明書発行チャンネルの拡充・再編」に取り組んできました。

「多様な収納チャンネルの整備」については従来の金融機関窓口やコンビニ店舗、口座振替での収納に加えて、市税の一部についてはインターネットバンキングによる納付、また、使用料の一部についてはスマートフォンの電子決済サービスによる納付ができるようになりました。

「証明書発行チャンネルの拡充・再編」については平成28（2016）年2月から証明書のコンビニ交付サービスを開始しており、現在はコンビニ交付サービスの利用可能なコンビニ事業者を拡充し、49事業者の店舗で証明書の発行ができるようになりました。また、証明書の交付手数料を窓口交付に比べて100円減額し、仕事などで窓口に来られない方でも利用しやすいサービスの提供をしています。

### 2. 地域の情報化を進め、地域の課題解決に活用

「地域の情報化を進め、地域の課題解決に活用」においては「Webサイトの充実」、

「行政情報のオープンデータ<sup>15</sup>化及びビッグデータの活用促進」、「公衆無線 LAN（無料 Wi-Fi スポット）の整備」、「観光資源、文化施設等の ICT 活用」に取り組んできました。

「Web サイトの充実」については、市政に関する情報について市政だよりや市ウェブサイトに加え Twitter や Facebook、YouTube などでの情報発信や、スマートフォン向けアプリでの市政だよりの配信を行っています。また、特定の分野に特化した情報発信として、ごみ分別・収集情報や子育て情報を発信するアプリの運用を開始し、利用者の属性に合わせたプッシュ型の情報発信を行いました。

「行政情報のオープンデータ化及びビッグデータの活用促進」については、平成 29（2017）年度から施設情報や避難所情報等を市ウェブサイトオープンデータとして公開を開始し、平成 30（2018）年度には統計データをオープンデータとして追加しました。ビッグデータの活用については、特定健康診査の健診データを分析し、より効果的な受診勧奨を実施することで、受診率の向上や医療費抑制、健康寿命の延伸に向けた取り組みを行っています。

「公衆無線 LAN（無料 Wi-Fi スポット）の整備」については、令和元（2019）年のラグビーワールドカップ 2019 日本大会の開催にあわせて花園ラグビー場に公衆無線 LAN を整備し、ラグビーワールドカップをはじめとしたイベント開催時に開放することで、来場者が利用できる環境を構築しました。また、避難所として利用される学校園へも整備を進めました。

「観光資源、文化施設等の ICT 活用」については、市の歴史や文化財の魅力を発信するために、指定文化財や市内の史跡から出土した遺物を三次元データで公開するイベントを開催しました。また、イベント情報については市ウェブサイトに加えて、市や民営のスポーツイベント等をまとめたポータルサイト「スポーツタウン東大阪市」の運用を開始し、情報発信力を強化しました。

### 3. 電子行政を推進し、行政事務の簡素化・効率化を進める

「電子行政を推進し、行政事務の簡素化・効率化を進める」においては「電子申請の推進」、「問合せ情報検索システムの構築」に取り組んできました。

「電子申請の推進」については、以前から対応していた施設の利用予約に加えて、大型ごみ収集の申込みや一部の職員採用試験においてインターネットによる受験申込に対応す

<sup>15</sup> 国や地方公共団体等が保有する公共データが、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるもの、として公開されるデータ。

るなど、電子申請の導入を推進しています。

「問合せ情報検索システムの構築」については、近年、民間において AI を活用した問合せ情報検索システムを構築する事例が増えてきています。例えば、Web ページ内に 24 時間対応可能な AI を活用した自動応答型のチャット（チャットボット）の導入が進んでいます。自治体においても AI を活用した対話型の自動応答サービスを導入するケースが増えてきていますが、多様な問い合わせに対して精度の高い回答ができないケースもあることから、本市においては導入に至っていません。ICT 環境は急速に変化していることから、より効果的な市民サービス向上に資する取組について引き続き情報収集に努めていきます。

#### 4. 情報セキュリティ対策の継続的強化

---

「情報セキュリティ対策の継続的強化」については、全職員向けに研修を実施し、情報セキュリティや特定個人情報、サイバー攻撃など、業務に合わせた研修の受講を進め啓発を行うとともに、所属での対策の実施状況について監査を実施し、情報セキュリティの維持・向上に取り組んでいます。また、技術的には、大阪版自治体セキュリティクラウドの活用や総務省が示す自治体情報システム強靱化向上モデルに則り、ネットワーク分離、二要素認証、電磁的記録媒体の制御、ファイル無害化の仕組みを導入し、セキュリティレベルの向上に取り組んでいます。

#### 5. 業務システムの効率化

---

「業務システムの効率化」については、主要な業務システムについて、従来は個別にサーバを導入していたものを順次仮想化基盤（仮想サーバ）上に統合し、システム機器導入及び保守に係るコストの抑制を図っています。なお、パソコンにおいては、業務システムごとに調達するのではなく、内部事務用パソコン、業務システム用パソコンとも一括で調達を行うことにより、スケールメリットによるコスト削減に取り組んでいます。また、民間事業者のデータセンター活用については、主要な業務システムのバックアップデータの保管を行うに留まっていたところですが、近年ではシステム運用に係る負担軽減、大規模災害対策、費用対効果等の観点から、クラウドサービスを活用した業務システムの導入も進んでいます。

## 第4章

# 計画の基本方針

人口減少時代を迎え、とりわけ労働力の不足が危惧されるなか、持続可能な形で行政サービスを提供し続けるため、Society5.0<sup>16</sup>時代の到来を見据えた革新的技術の導入に積極的に取り組み、スマート自治体<sup>17</sup>への転換を図っていくことが求められています。

総合計画では、本市においても今後、人口減少や少子高齢化が本格化すると予測されるなか、将来にわたって安定した行政サービスを提供するため、より最適な業務の担い手や手法の検討を行い、事務の更なる効率化を図ることとしており、そのうえでICTの活用は手段として必要不可欠であり重要な役割を担っていきます。本計画は、総合計画において定める本市の将来像の実現に向けた各施策を推進するための下支えとなる個別計画として、また、これまでの東大阪市情報化推進計画を引き継ぐ、本市における地域情報化を推進する計画として策定されるものです。

また、国においては、デジタル・ガバメント実行計画の策定やデジタル手続法の制定に見られるように、デジタル技術を徹底的に活用し、行政のあらゆるサービスが利用者にとって最初から最後までデジタルで完結するデジタル化を目指しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症を契機とする新しい生活様式に対応するため、ICTを積極的に活用することで市民の利便性向上を図る必要があります。

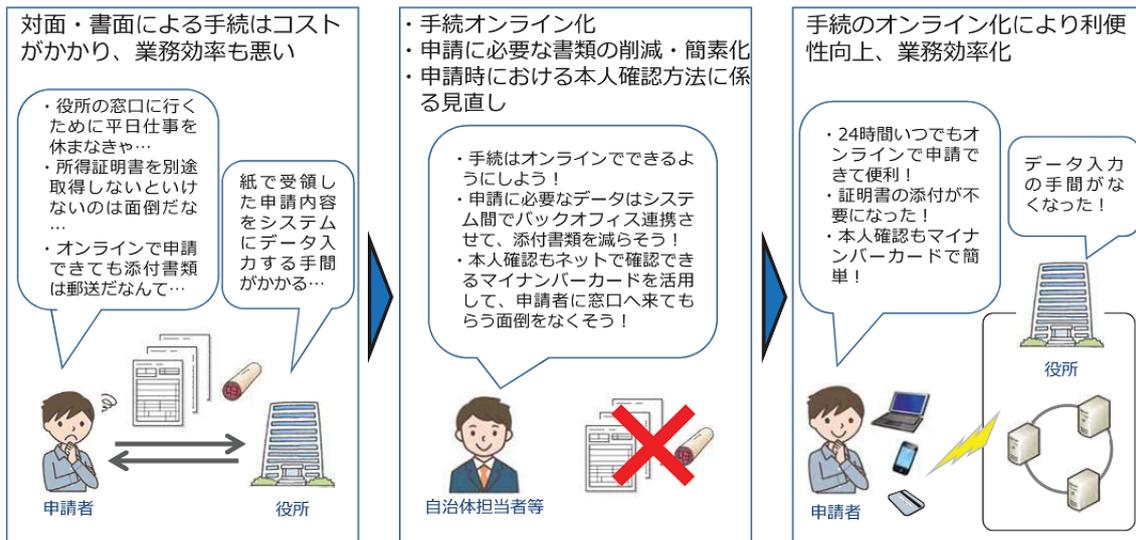
これら本市を取り巻く社会情勢を鑑みるとともに、国が示す行政のデジタル化に関する方針にも則した電子市役所としての取組を推進していくため、次の6点を本計画の基本方針として定めます。

### 1. 手続における情報通信技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、窓口に出向くことなくパソコンやスマートフォン等の携帯端末で手続きが可能となる汎用的な電子申請システムの導入を目指します。そのためにも、手続きにおけるキャッシュレス決済の導入検討、書類提出・押印行為・対面対応の必要性を精査するとともに、紙書類のデジタル化や業務フローの見直しなどを推進します。

<sup>16</sup> Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）において、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。

<sup>17</sup> スマート自治体：人口減少が深刻化しても自治体が持続可能なかたちで行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持し、職員を事務作業から解放して職員でなければならない、より価値のある業務に注力し、ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替することで団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらずミスなく事務処理を行える自治体のこと。



(出典) 「官民データ活用推進基本法について(概要)」(内閣府)

## 2. オープンデータ化の推進

本市では地域課題の解決を住民や事業者と連携して実現するとともに、行政事務の効率化、新たなサービスの創出につなげるため、地方公共団体によるオープンデータの取組を促進するための各種ガイドラインや国が提示する「標準データセット」(オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考としてとりまとめた、公開することが推奨されるデータセットおよびフォーマット標準例)等を参考として、保有するデータのオープンデータ化を推進します。

## 3. マイナンバーカード(個人番号カード)の普及及び活用に係る取組

国は、令和5(2023)年3月末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有する目標を掲げており、マイナンバーカードの健康保険証としての利用やマイナンバーカードと運転免許証の一体化の検討等、日常生活の様々な場面における官民のサービスの利便性向上のため、国、地方公共団体、民間においてマイナンバーカードの利活用に係る取組を推進しています。

本市ではマイナンバーカードを利用した住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、戸籍証明書、市民税・府民税証明書のコンビニ交付を導入してきました。今後も引き続き、マイナンバー制度を通じて収集された特定個人情報が適正に取り扱われるための安全措置を着実に実施していくとともに、国の動向を見据えて、市民サービスの向上につながるマイナンバーカードの利活用について検討していきます。

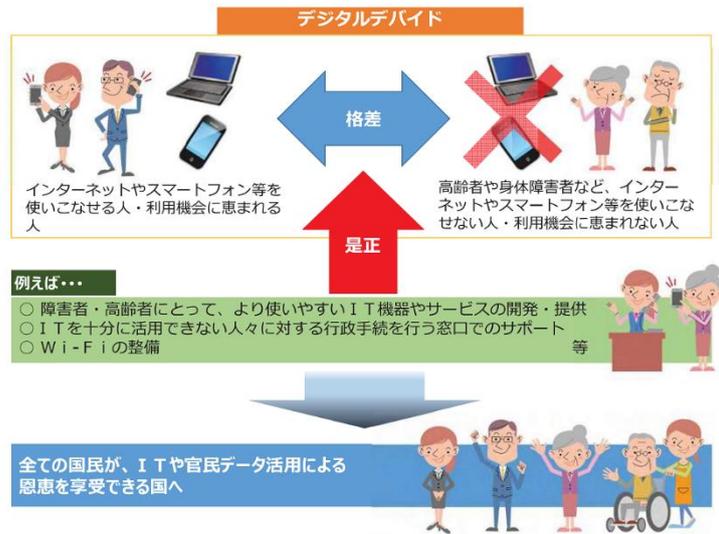
#### 4. 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）

ICTの進展に伴い、携帯電話、スマートフォン、パソコン等の情報機器をはじめ、情報の伝達や入手の方法は多様化しています。

東大阪市では年齢層が高くなるほど、市政や地域の情報収集経路が市政だよりや回覧板といった紙媒体による割合が高い状況となっています。一方で若年層では、PCやスマートフォンの所有率が増加しており、情報機器を使用する年齢は

低くなる傾向が見られます。

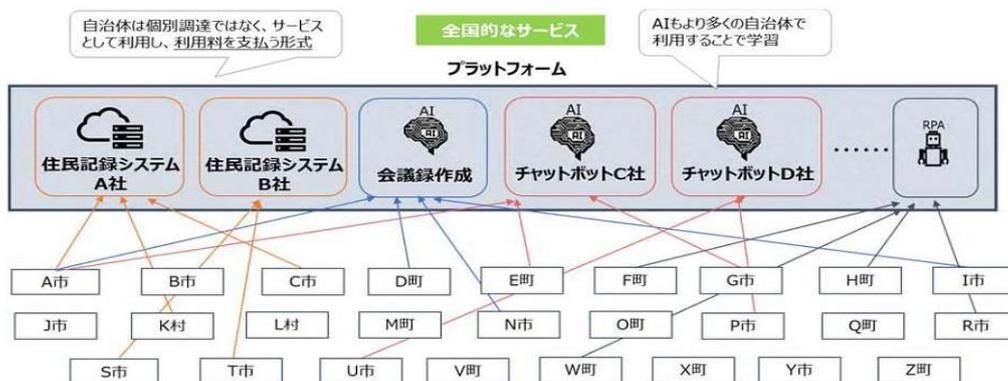
あらゆる情報やサービスがインターネットの利用を前提としつつあり、高齢者や障害者の方もインターネットの活用は重要となってきたことから、高齢者や障害者の方も含めた誰もがICTの恩恵を享受できるよう努めていきます。



(出典) 「官民データ活用推進基本法について（概要）」（内閣府）

#### 5. 情報システムに係る最適化及び互換性の確保等に係る取組（標準化、システム改革、BPR）

情報システムの運用経費削減、災害時における業務継続性の確保を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直し（BPR）や情報システムの改革を推進します。具体的には、クラウドサービスの活用の促進及び民間事業者のデータセンターの活用、国が検討・推進している情報システムの標準化に合わせ、本市にとって、より最適化が図られるシステム導入を目指します。



(出典) 「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会報告書」（総務省）

## 6. 最新 ICT の活用に係る取組

---

近年、ICT は急速な発展を続けており、その代表となる AI を活用した市民の問い合わせに対応するソフト（チャットボット）や、市民からの申請用紙等を AI により手書き文字を判別した上でデータ化を行う技術（AI-OCR）等が実用化される状況であり、また今後についても様々な最新 ICT を活用した新たな技術やサービスが現れると想定できます。

本市においても、最新 ICT の研究・調査を行い、市民サービス及び事務効率に確実に繋がる ICT の活用を目指します。

## 第5章

### 個人情報の適正な取扱いとセキュリティの確保

パソコンやスマートフォンが普及して、いつでも・どこでもインターネットに接続できるようになり、様々な便利なサービスが享受できるようになる一方、サイバーセキュリティに対する脅威も増大しています。個人ではスマホ決済の不正利用やフィッシングによる個人情報の詐取による被害、企業や自治体など組織では標的型攻撃による被害が脅威となっています。

行政においてもインターネットを始めとする情報通信ネットワークや情報システム、情報機器の利用は拡大すると同時に、さまざまな脅威にさらされています。

このような脅威から市民の大切な個人情報を守るために、市としては万全の対策を取る必要があります。そのため、平成28（2016）年2月に東大阪市情報セキュリティポリシー（以下、「情報セキュリティポリシー」）を改訂し、本市の情報を取り扱う職員等が情報セキュリティの重要性についての共通の認識を持ち、業務を遂行するにあたり最低限守るべきルールを定めています。この中では、副市長をCISO（最高情報セキュリティ責任者）に、行政管理部長を統括情報セキュリティ責任者に、各部長職等を情報セキュリティ責任者に、各課長職等を情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者として定めるとともに、各課における情報システム担当者を定めるなど、それぞれの責務を明確に示しています。これらの責務についての認識がより定着するよう定期的に研修等を実施するとともに、情報セキュリティ意識の向上を図ります。

# 卷末資料

時 期	内 容
昭和	
39年 3月	布施・河内・大東の3市により「東大阪三市電子計算機管理運営協議会」発足。 NEAC2230導入。
5月	固定資産税、市民税等本番稼働。
40年 12月	枚岡市の加盟で4市による「東大阪都市電子計算機管理運営協議会」に改称。
42年 2月	3市合併により東大阪・大東の2市による協議会となる。
45年 8月	新規業務開発のためNEAC2200-0250を増設。
50年 10月	大東市の電算機単独導入により協議会解散。
51年 4月	「東大阪市電子計算業務運営委員会要綱」施行。 「磁気テープ保管情報管理基準」策定。
10月	新規業務開発のためACOS-400を導入。
53年 12月	「東大阪市電子計算機処理手続要綱」施行。
55年 4月	中央病院、東芝システム15モデル60を導入。
10月	電子計算室、ACOS450に更改
57年 4月	保健衛生部地域保健課、NECシステム100モデル85を導入。
58年 4月	東病院、東芝TOSBAC T65を導入。
59年 3月	東保健所、NECシステム20モデル18を導入。 中保健所、NECシステム20モデル18を導入。 西保健所、NECシステム150モデル75を導入。
4月	住民情報導入準備室（助役直轄）を設置。
10月	「東大阪市電子計算組織の高度利用に関する指針」策定。
60年 4月	システムの標準化仕様スタート。
61年 4月	住民情報導入準備室から情報管理室へ改称。 「東大阪市電子計算組織の利用に係る個人情報の保護に関する条例」施行。 「東大阪市電子計算組織の管理及び運営に関する規則」施行。
62年 11月	情報管理室、住民情報オンラインシステム用の機器としてACOS-610導入 （NTT局舎利用）入退室IDカード及び無停電電源装置設置。 情報管理室と総務部電子計算室、組織合併。
63年 2月	水道局、NECシステム3100モデル40を導入。
平成	
元年 1月	住民記録オンラインシステム稼働。
3年 1月	印鑑登録オンラインシステム稼働。
2月	「東大阪市総合行政情報システム基本計画」策定。
4月	機構改革により企画部へ編入（企画部情報管理室）。
4年 2月	職員部人事課、NECシステム3100モデルA40を導入。
6月	花園図書館、日立M-630/10Eを導入。
7月	税、国保、年金業務オンラインシステム稼働。
9月	学習情報システム稼働。
11月	高速デジタル網構築。
5年 4月	7行政サービスセンターオープン。
6年 2月	産業廃棄物適正管理業務ネットワーク稼働。
6年 4月	高度情報化推進協議会に加入
7年 3月	下水道部設計課積算業務でLAN構築。 「東大阪市総合行政情報システム構築ガイドライン」策定。
4月	オンラインネットワーク機器更改作業開始。
8年 1月	情報管理室、NEC ACOS3600-8Mに更改。
2月	税収納支援システム（分散）稼働。

平成		
8年	3月	「東大阪市総合行政情報システム構築実施方策」策定。
9年	1月	花園図書館クライアント・サーバー方式で更新、旭町図書館とネットワークでつなぐ。
	3月	防災情報システムによる防災ネットワークの構築。
10年	4月	2000年問題改造着手。
	5月	新総合病院〔病院情報システム及び院内LAN構築〕。 スポーツ施設情報システム（オーパス）稼働。
	8月	ソフトウェア著作権に係るシステム開発契約締結（介護保険システム）。
12月		システム開発支払済のソフトウェア著作権移転に係る契約締結（平成元年度～9年度まで）。
11年	3月	水道局、企業会計システム導入。 保健衛生部・3保健所でネットワークシステム導入。 「東大阪市行政情報化推進計画」策定。 「東大阪市総合行政情報ネットワーク（庁内LAN）」基本設計作成。
	7月	『東大阪市個人情報保護条例』施行に伴い「東大阪市電子計算組織の利用に係る個人情報の保護に関する条例」廃止。 「東大阪市電子計算組織の管理及び運営に関する規則」一部改正。
10月		介護保険システム「認定申請登録」稼働。
12年	1月	庁内LAN試行運転開始（グループウェアソフト PanaPIOS）。 コンピュータ西暦2000年問題・実地確認テスト。
	4月	端末帳票A版システム稼働（合わせてPC化推進）。 介護保険室〔介護保険システム〕・全稼働。 保健衛生部1保健所3保健センターへ、生活衛生ホームページ稼働。 水道局業務部経理課〔企業会計システム〕・全稼働。
	7月	東大阪市技術交流プラザウェブサイト稼働
	9月	総務部総務課〔例規及び法令検索システム〕稼働（庁内LAN利用）。 テレビ電話会議システム試行。
13年	1月	市民総務室〔戸籍情報システム〕稼働。
	3月	ACOS-PX7800に更改。 地域イントラネット基盤整備事業・導入決定。
	4月	市ウェブサイト稼働 保健衛生システム稼働。
	8月	地域イントラネット（地域公共施設高速LAN整備）運用開始。 庁内LANグループウェアソフト（PanaPIOS）バージョンアップ。
14年	1月	水道料金等のコンビニ収納システム稼働。
	8月	住民基本台帳ネットワークシステム第1次稼働。
15年	3月	財務会計システム開発契約締結。
	4月	法定外公共物等管理システム稼働。
	5月	庁内LANグループウェア（電子行政ネットワークシステム（HEART））運用開始。 庁内LANオフィスメニュー会議室・公用車予約システム、書庫管理システム稼働。 『東大阪市情報化推進計画』策定 「東大阪市情報セキュリティポリシー」策定
	7月	情報化推進室、ACOS-iPX7800に更改。
	8月	住民基本台帳ネットワークシステム第2次稼働（住基カード発行）。
	9月	総合行政ネットワーク（LGWAN）稼働。
	10月	財務会計システム予算編成系稼働。
16年	1月	公的個人認証サービス稼働。
	3月	財務会計システム予算執行系稼働。
	6月	地番図等閲覧システム運用開始。
	7月	庁内電子相談支援システム運用開始。
17年	3月	財務会計システム決算稼働。
	4月	備品管理システム（財務会計サブシステム）稼働。
17年	4月	緊急情報メール配信業務稼働。
18年	1月	出退勤管理システム稼働。
18年	2月	総合証明・証明書自動交付システム稼働。
19年	4月	電子入札システム稼働。
	4月	文書管理システム稼働

平成		
20年	4月	後期高齢者医療システム稼働 住民基本台帳ネットワークシステムサーバ・端末類機器更改
	8月	汎用機ACOS-i-PX9000/A222に更改
	9月	庁内LAN再構築
	12月	『東大阪市情報化推進計画Ⅱ』策定 「東大阪市情報セキュリティポリシー」改訂
21年	4月	定額給付金システム稼働 子育て応援特別手当システム稼働 電子入札システム（水道局）稼働
22年	1月	市民公開型地図情報システム（e～まちマップ）稼働
	3月	地方税ポータルシステム稼働 総合病院企業会計システム稼働
22年	4月	子育て支援センター利用者管理業務稼働 国民投票システム稼働
	6月	介護保険事業者指導システム稼働 老人福祉法・社会福祉法事業者管理システム稼働 図書インターネット貸出予約
	10月	スマイルネット（子ども安全連絡網事業） 東大阪市技術交流プラザウェブサイトリニューアル
23年	4月	全国避難者情報システム稼働
	12月	市民活動情報サイト（スクラムは～と）稼働
24年	3月	市ウェブサイトリニューアル（CMS（コンテンツマネジメントシステム）にて稼働） 『新東大阪市情報化推進計画』策定
	4月	『東大阪市業務・システム最適化計画』策定
	7月	共通基盤システム稼働 新住民基本台帳システム再構築
	9月	聴覚障害者等災害時FAX情報発信稼働 応急手当ウェブ講習稼働
25年	1月	市民税・法人市民税・事業所税システム再構築
	3月	高齢者福祉サービス利用者管理システム稼働
	5月	東大阪市公式Facebook運用開始
	10月	庁内LAN再構築
	11月	汎用機ACOS-4 iPX9800/A132に更改
26年	3月	財務会計システム更改
27年	1月	公開型地図情報システム（e～まちマップ）リニューアル 職員情報システム再構築
	3月	保健所衛生システム再構築
	12月	障害福祉システム再構築
28年	1月	母子父子寡婦支援システム再構築 国民健康保険・後期高齢者医療システム再構築
	2月	個人番号カード予約システム稼働 コンビニ交付システム稼働
29年	1月	介護保険システム再構築
	3月	生活保護システム再構築（一次リリース） 保健所健康管理システム再構築 ネットワーク再構築（セキュリティ強化事業） 東大阪市技術交流プラザリニューアル
	11月	医療費助成システム再構築
	12月	年金手当システム再構築 生活保護システム再構築（二次リリース）
30年	1月	住民基本台帳システム・戸籍情報システム機器更改 東大阪市公式Twitter運用開始
	3月	生活保護システム再構築（三次リリース） 子育てアプリサービス開始
	4月	『東大阪市情報化推進計画』（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度版）策定
30年	9月	汎用機を廃止

31年	1月	共通基盤システム機器更改 家屋評価システム稼働
平成		
31年	4月	被災者生活再建支援システム稼働
令和		
元年	5月	文書管理システム更改
	9月	公開型地図情報システム（e～まちマップ）リニューアル
	12月	会議室・公用車予約システム更改
2年	1月	税総合システム機器更改 財務会計システム更改

（出典）「『20 ひがしおおさか 市政の概要』」